

国土交通省
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画
新旧対照表

令和 8 年 7 月

修正前	修正後
第 1 章 対策計画の位置づけ等 (略) 1－2 対策計画の意義・位置づけ ○本計画は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による国家的な危機に備えるべく、多くの社会資本の整備・管理や交通政策、海上における人命・財産の保護等を所管し、また全国に多数の地方支分部局を持つ国土交通省として、広域的見地や現地の現実感を重視しながら、国土交通省の総力を挙げて取り組むべきリアリティのある対策をまとめるものであり、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」の実施の推進のために、災害対策基本法第 3 6 条に基づく「国土交通省防災業務計画」の一部として定めたものである。また、本計画の一部は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第 5 条第 1 項に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」として作成したものである。 ○「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 2 5 年法律第 9 5 号）において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、本計画も、国土強靱化に関する部分については、「人命の保護が最大限図られる」等の国土強靱化に関する基本目標を踏まえ、作成するものである。 (略) ・地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成 2 8 年熊本地震、平成 3 0 年大阪府北部を震源とする地震、平成 3 0 年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、巨大地震発生直後から概ね 7 日～1 0 日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に焦点を絞って記載している。 (略)	第 1 章 対策計画の位置づけ等 (略) 1－2 対策計画の意義・位置づけ ○本計画は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による国家的な危機に備えるべく、多くの社会資本の整備・管理や交通政策、海上における人命・財産の保護等を所管し、また全国に多数の地方支分部局を持つ国土交通省として、広域的見地や現地の現実感を重視しながら、国土交通省の総力を挙げて取り組むべきリアリティのある対策をまとめるものであり、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」の実施の推進のために、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 3 6 条に基づく「国土交通省防災業務計画」の一部として定めたものである。また、本計画の一部は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 1 6 年法律第 2 7 号）第 5 条第 1 項に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」として作成したものである。 ○「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 2 5 年法律第 9 5 号）において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、本計画も、国土強靱化に関する部分については、「人命の保護が最大限図られる」等の国土強靱化に関する基本目標を踏まえ、作成するものである。 (略) ・地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成 2 8 年熊本地震、平成 3 0 年大阪府北部を震源とする地震、平成 3 0 年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、巨大地震発生直後から概ね 7 日～1 0 日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に焦点を絞って記載している。 (略)

修正前	修正後
第2章 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震（M9クラス）が発生した場合に想定される事態 本計画では中央防災会議が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について報告書」（令和4年3月）や東日本大震災及び平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成30年北海道胆振東部地震における知見等を基に、国土交通省として日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の発生に伴う事態を出来る限り具体的に想定しつつ、対策の検討を行う。 2-1 強い揺れや巨大な津波の発生 （略） （3）短時間で襲来する津波、広範囲に襲来する巨大な津波 ・北海道から千葉県にかけての広い範囲に巨大な津波が発生し、場所によっては<u>30</u>m近い巨大な津波が襲来する。 2-2 深刻な事態 （略） （1）短時間で襲来する津波、広範囲に襲来する巨大な津波 ・北海道から千葉県にかけての広い範囲に巨大な津波が発生し、場所によっては<u>30</u>m近い巨大な津波が襲来する。例えば、北海道えりも町においては高さ<u>30</u>m弱、青森県八戸市においては高さ<u>25</u>m、岩手県宮古市では<u>30</u>m近い巨大な津波が襲来。 （略） ・津波による死者は日本海溝沿いの地震では最大で約<u>19.9</u>万人、千島海溝沿いの地震では最大で約<u>10</u>万人、救助を要する人は、日本海溝沿いの地震では最大で約<u>6.9</u>万人、千島海溝沿いの地震では最大で約<u>4.1</u>万人。例えば北海道では、日本海溝沿いの巨大地震において、想定される死者は最大で約<u>13.7</u>万人。	第2章 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震（M9クラス）が発生した場合に想定される事態 本計画では中央防災会議が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について報告書」（令和4年3月）や東日本大震災及び平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成30年北海道胆振東部地震における知見等を基に、国土交通省として日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の発生に伴う事態を出来る限り具体的に想定しつつ、対策の検討を行う。 2-1 強い揺れや巨大な津波の発生 （略） （3）短時間で襲来する津波、広範囲に襲来する巨大な津波 ・北海道から千葉県にかけての広い範囲に巨大な津波が発生し、場所によっては<u>30</u>m近い巨大な津波が襲来する。 2-2 深刻な事態 （略） （1）短時間で襲来する津波、広範囲に襲来する巨大な津波 ・北海道から千葉県にかけての広い範囲に巨大な津波が発生し、場所によっては<u>30</u>m近い巨大な津波が襲来する。例えば、北海道えりも町においては高さ<u>30</u>m弱、青森県八戸市においては高さ<u>25</u>m、岩手県宮古市では<u>30</u>m近い巨大な津波が襲来。 （略） ・津波による死者は日本海溝沿いの地震では最大で約<u>19.9</u>万人、千島海溝沿いの地震では最大で約<u>10</u>万人、救助を要する人は、日本海溝沿いの地震では最大で約<u>6.9</u>万人、千島海溝沿いの地震では最大で約<u>4.1</u>万人。例えば北海道では、日本海溝沿いの巨大地震において、想定される死者は最大で約<u>13.7</u>万人。

修正前	修正後
・日本海溝沿いの地震では最大で死者約<u>1 9. 9</u>万人、約<u>2 5. 3</u>兆円の直接被害と約6兆円の生産・サービス低下、千島海溝沿いの地震では最大で死者約<u>1 0</u>万人、約<u>1 2. 7</u>兆円の直接被害と約4兆円を生産・サービス低下の影響が出るものと想定。 (略)	・日本海溝沿いの地震では最大で死者約<u>19.9</u>万人、約<u>25.3</u>兆円の直接被害と約6兆円を生産・サービス低下、千島海溝沿いの地震では最大で死者約<u>10</u>万人、約<u>12.7</u>兆円の直接被害と約4兆円を生産・サービス低下の影響が出るものと想定。 (略)
(4) 救援・救助を必要とする被災地が広範囲にわたり多数発生 (略)	(4) 救援・救助を必要とする被災地が広範囲にわたり多数発生 (略)
・強い揺れや巨大な津波による浸水等に伴い、道路施設被害（路面損傷、沈下、法面崩壊、橋梁損傷等）は日本海溝沿いの巨大地震では約<u>6, 5 0 0</u>箇所、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>1, 3 0 0</u>箇所が発生。例えば日本海溝沿いの巨大地震では青森県で約<u>1, 6 0 0</u>箇所、千島海溝沿いの巨大地震では北海道で約<u>1, 1 0 0</u>箇所の被害が発生。 ・鉄道施設は日本海溝沿いの巨大地震では約<u>2, 8 0 0</u>箇所、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>1, 3 0 0</u>箇所被災。北海道・東北新幹線、在来線は、電柱、架線、高架橋の橋脚等に被害が生じる他、揺れの強い地域では、設備の点検を実施し、安全が確認できるまで運転を中止するため、全線が不通。例えば日本海溝沿いの巨大地震では岩手県で約<u>9 0 0</u>箇所、千島海溝沿いの巨大地震では北海道で約<u>1, 2 0 0</u>箇所の被害が発生。 ・北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県における国際拠点港湾・重要港湾・地方港湾の係留施設約<u>2, 9 0 0</u>箇所のうち、日本海溝沿いの巨大地震では約<u>4 0</u>箇所、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>7 0</u>箇所被災。 (略)	・強い揺れや巨大な津波による浸水等に伴い、道路施設被害（路面損傷、沈下、法面崩壊、橋梁損傷等）は日本海溝沿いの巨大地震では約<u>6,500</u>箇所、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>1,300</u>箇所が発生。例えば日本海溝沿いの巨大地震では青森県で約<u>1,600</u>箇所、千島海溝沿いの巨大地震では北海道で約<u>1,100</u>箇所の被害が発生。 ・鉄道施設は日本海溝沿いの巨大地震では約<u>2,800</u>箇所、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>1,300</u>箇所被災。北海道・東北新幹線、在来線は、電柱、架線、高架橋の橋脚等に被害が生じる他、揺れの強い地域では、設備の点検を実施し、安全が確認できるまで運転を中止するため、全線が不通。例えば日本海溝沿いの巨大地震では岩手県で約<u>900</u>箇所、千島海溝沿いの巨大地震では北海道で約<u>1,200</u>箇所の被害が発生。 ・北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県における国際拠点港湾・重要港湾・地方港湾の係留施設約<u>2,900</u>箇所のうち、日本海溝沿いの巨大地震では約<u>40</u>箇所、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>70</u>箇所被災。 (略)
(5) 二次災害の発生と被害の拡大 (略)	(5) 二次災害の発生と被害の拡大 (略)
② 臨海部等におけるコンビナート火災等の発生 ・臨海部のコンビナート施設においては、約<u>1 0</u>施設で破損などの被害が発生。	② 臨海部等におけるコンビナート火災等の発生 ・臨海部のコンビナート施設においては、約<u>10</u>施設で破損などの被害が発生。

修正前	修正後
(略) (6) 多数の被災者・避難者や被災地方公共団体の発生 - 地震発生直後から、多くの人が避難所へ避難する。特に冬季は屋外避難者が暖を取れる避難所等へ移動し、避難所避難者数が増加する（日本海溝沿いの巨大地震では約<u>59.9</u>万人、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>32.3</u>万人）。数日後においては、断水・停電が継続すること等により自宅での生活が困難となることから、避難者が増加し、食料・救援物資等が不足。 (略) (8) 先発の地震が発生した後、さらに大きな規模の後発の地震が発生 (略) - 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域周辺において、モーメントマグニチュード（以下「<u>Mw</u>」という。）<u>7.0</u>以上の先発の地震（以下「先発地震」という。）が発生した後にさらに大きな後発の地震（以下「後発地震」という。）が発生した事例は、これまでに以下の2事例が確認されており、今後も同様の事象が発生する可能性がある。 - 平成<u>23</u>年の東北地方太平洋沖地震では、<u>Mw 7.3</u>の先発地震が発生した2日後に<u>Mw 9.0</u>の後発地震が発生 - 昭和<u>38</u>年の択捉島南東沖における地震では、<u>Mw 7.0</u>の先発地震が発生した<u>18</u>時間後に<u>Mw 8.5</u>の後発地震が発生 (略)	(略) (6) 多数の被災者・避難者や被災地方公共団体の発生 - 地震発生直後から、多くの人が避難所へ避難する。特に冬季は屋外避難者が暖を取れる避難所等へ移動し、避難所避難者数が増加する（日本海溝沿いの巨大地震では約<u>59.9</u>万人、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>32.3</u>万人）。数日後においては、断水・停電が継続すること等により自宅での生活が困難となることから、避難者が増加し、食料・救援物資等が不足。 (略) (8) 先発の地震が発生した後、さらに大きな規模の後発の地震が発生 (略) - 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域周辺において、モーメントマグニチュード（以下「<u>Mw</u>」という。）<u>7.0</u>以上の先発の地震（以下「先発地震」という。）が発生した後にさらに大きな後発の地震（以下「後発地震」という。）が発生した事例は、これまでに以下の2事例が確認されており、今後も同様の事象が発生する可能性がある。 - 平成<u>23</u>年の東北地方太平洋沖地震では、<u>Mw7.3</u>の先発地震が発生した2日後に <u>Mw9.0</u>の後発地震が発生 - 昭和<u>38</u>年の択捉島南東沖における地震では、<u>Mw7.0</u>の先発地震が発生した <u>18</u>時間後に <u>Mw8.5</u>の後発地震が発生 (略)

修正前	修正後
第3章 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生時における応急活動計画 本章では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成30年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生直後から概ね7日～10日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項を記載している。 3－1 初動体制の立ち上げ (1) 活動可能な体制の構築 ○強い揺れと巨大な津波により、北海道から千葉県までの広域にわたり甚大な被害が発生し、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。 また冬季に地震が発生した場合、積雪寒冷地特有の課題が生じることや、北海道・東北地方の沿岸地の特性（広大な平地、都市間距離が大きい等）といった地理的課題があり、これまでの地震・津波対策の延長線上の対策では十分な対応が困難となることも考えられる。 そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、発災後は、実際の被災状況等（津波警報等の解除に時間を要する場合も含む）に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。 (略) ○応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、<u>確保や輸送・配分に関し</u>業務継続計画に基づいた輸送・配分を行う。 <平時から準備しておくべき事項> (略)	第3章 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生時における応急活動計画 本章では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成30年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生直後から概ね7日～10日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項を記載している。 3－1 初動体制の立ち上げ (1) 活動可能な体制の構築 ○強い揺れと巨大な津波により、北海道から千葉県までの広域にわたり甚大な被害が発生し、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。 また冬季に地震が発生した場合、積雪寒冷地特有の課題が生じることや、北海道・東北地方の沿岸地の特性（広大な平地、都市間距離が大きい等）といった地理的課題があり、これまでの地震・津波対策の延長線上の対策では十分な対応が困難となることも考えられる。 そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、<u>応急活動計画を策定しておくとともに</u>、発災後は、実際の被災状況等（津波警報等の解除に時間を要する場合も含む）に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。 (略) ○応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、業務継続計画に基づいた<u>確保や輸送・配分</u>を行う。 <平時から準備しておくべき事項> (略)

修正前	修正後
自動車運送事業者の保有する燃料タンク（インタンク）に関する情報共有、燃料優先確保のための資源エネルギー庁との事前調整を行う。また、エネルギー源の多様化等を図るべく、<u>CNG車、電気バス等の普及を図る。</u> (略)	自動車運送事業者の保有する燃料タンク（インタンク）に関する情報共有、燃料優先確保のための資源エネルギー庁との事前調整を行う。また、エネルギー源の多様化等を図るべく、<u>CNG車、電気バス等の普及を図る。</u> (略)
<u>TEC-FORCE</u> やリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。 <u>(新規)</u> - 道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、<u>企業等</u>との災害協定の締結や<u>関係機関</u>との協議会を設置する。	<u>TEC-FORCE</u> やリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。 <u>TEC-FORCE が迅速に活動できるよう、事前に TEC-FORCE 予備隊員を含む、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、TEC-FORCE 活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。また、高度な専門性を有する TEC-FORCE アドバイザーや TEC-FORCE パートナーと一体となって官民で連携して活動する体制の構築を図るものとする。</u> - 道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、<u>関係機関</u>との災害協定の締結や協議会を設置する。
(略) 初動期において緊密な連携により機能を総合的に発揮できるよう、防災業務に携わる関係機関の立地の集約化その他の防災拠点機能の強化を図る。	(略) 初動期において緊密な連携により機能を総合的に発揮できるよう、防災業務に携わる関係機関の立地の集約化その他の防災拠点機能の強化を図る。
<u>(新規)</u>	<u>多重無線装置の未整備箇所への整備、光ファイバ回線の複ルート化、システム等のセキュリティ強化など、冗長性・信頼性の向上を図ることにより、防災対応業務の継続が可能な環境整備を推進する。</u>
<u>(新規)</u> (略)	<u>地方公共団体が津波予報（津波高）に応じた的確な防災対応を実施できるように、堤防等の施設整備状況などの情報提供を行う。</u> (略)
(3) 後発地震への注意を促す情報への対応	(3) 後発地震への注意を促す情報への対応

修正前	修正後
○日本海溝・千島海溝沿いで地震が発生した場合には、<u>M_w</u>や震源位置を速やかに計算し、一定精度の<u>M_w</u>が計算された段階（地震発生後<u>15分～2時間程度</u>）で、後発地震への注意を促す基準を満たしているかの評価を行い、基準を満たしている場合に気象庁から<u>後発地震への注意を促す情報</u>（「北海道・三陸沖後発地震注意情報」）を発信する。 ○<u>後発地震への注意を促す情報が発信された際の国土交通省の対応については、情報収集・連絡体制の確認、所管施設の必要に応じた点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> 3－2 避難支援（住民等の安全確保） （1）建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援 ○地震発生直後、震度6弱以上の揺れが発生する地域の古い建物を中心に日本海溝沿いの巨大地震では約<u>1,100</u>棟、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>1,700</u>棟が全壊する。 －老朽化した耐震性の低い木造建物が倒壊する。 －ビルやマンションの倒壊や中間階の圧潰が発生する。 積雪寒冷地では耐震性が高い住宅が多いが、積雪時には積雪荷重によって被害が増加する。また、地震火災が同時多発し、暖房機器用の家庭用タンクが倒れるなどの延焼火災を含む大規模な火災により、日本海溝沿いの巨大地震では約<u>100</u>棟、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>3,100</u>棟が焼失する。 そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や<u>不燃化</u>といった事前対策を<u>緊急的に</u>促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。 ○また、地震の強い揺れに伴う<u>斜面の崩壊により家屋の全半壊、歩行者等の被害等が各地で発生する。</u>	○日本海溝・千島海溝沿いで地震が発生した場合には、<u>M_w</u>や震源位置を速やかに計算し、一定精度の<u>M_w</u>が計算された段階（地震発生後2時間程度）で、後発地震への注意を促す基準を満たしているかの評価を行い、基準を満たしている場合に気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を<u>発表</u>する。 ○「<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>」が発表された際の国土交通省の対応については、情報収集・連絡体制の確認、所管施設の必要に応じた点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。 ○また、定められた地震防災応急対応が<u>確実に実施されるよう、防災訓練を実施するとともに、広く一般に対して、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された際に講じられる措置について周知を行うものとする。</u> ○詳細については、別に定める『<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>』に関する国土交通省の<u>対応について</u>」等によるものとする。 3－2 避難支援（住民等の安全確保） （1）建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援 ○地震発生直後、震度6弱以上の揺れが発生する地域の古い建物を中心に日本海溝沿いの巨大地震では約<u>1,100</u>棟、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>1,700</u>棟が全壊する －老朽化した耐震性の低い木造建物が倒壊する。 －ビルやマンションの倒壊や中間階の圧潰が発生する。 積雪寒冷地では耐震性が高い住宅が多いが、積雪時には積雪荷重によって被害が増加する。また、地震火災が同時多発し、暖房機器用の家庭用タンクが倒れるなどの延焼火災を含む大規模な火災により、日本海溝沿いの巨大地震では約<u>100</u>棟、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>3,100</u>棟が焼失する。 そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や<u>密集市街地の整備改善</u>といった事前対策を促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。 ○また、地震の強い揺れに伴い<u>急傾斜地の崩壊が発生すると、家屋の倒壊や崩壊土砂による生き埋め等や、液状化現象による宅地や建物への被害が生じる。</u>

修正前	修正後
そのため、国土交通省では、<u>崩壊による被害が甚大となることが想定される斜面の事前対策を重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。</u> (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの<u>建替</u>等、耐震化の促進を図る。 ・建築基準法に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・支援する。 ・延焼被害軽減対策として、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組<u>み</u>を推進する。 <u>(新規)</u> ・大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査（大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査）及び防止対策を推進する。 (略) ・住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波情報を引き続き迅速かつ的確に提供する。さらに、聴覚障がい者や海水浴客へより確実に伝達するため、「津波フラッグ」の導入の促進や周知啓発に取り組む。<u>また、緊急地震速報の精度向上に取り組む。</u> ・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知、<u>防災情報通信ネットワークの整備</u>を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さを道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。	そのため、国土交通省では、<u>土砂災害防止施設の整備や土砂災害ハザードマップの整備、大規模盛土造成地の安全性把握調査及び液状化ハザードマップの作成等の事前対策を重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。</u> (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの<u>再生</u>等、耐震化の促進を図る。 ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・支援する。 ・密集市街地等の整備改善に向けて、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組を推進する。 ・<u>地震発生時における通電火災対策を含む電気起因する出火の防止を図るため、危険性の高い密集市街地について、消防庁等と連携して感震プレーカーの設置等の取組を推進する。</u> ・大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査（大規模盛土造成地の<u>安全性把握調査</u>及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査）及び防止対策を推進する。 (略) ・住民等の避難に資するよう、<u>海域の地震・津波観測データも活用しながら、緊急地震速報、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともにその高精度化に取り組む。</u>さらに、聴覚障がい者や海水浴客へより確実に伝達するため、「津波フラッグ」の導入の促進や周知啓発に取り組む。 ・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知を引き続き支援するとともに、<u>まるごとまちごとハザードマップとして避難路・避難場所や津波浸水高</u>

修正前	修正後
(略) ・ <u>I C T</u>等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。 ・ 自動車によらざるを得ない場合の避難等を支援するため、津波警報等や地震情報をカーナビゲーションに提供する等、<u>I T S</u>を活用した取組を推進する。 (略) ・ 避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の<u>斜面崩落防止対策</u>、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、<u>木造密集地域対策</u>、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。 (略) ・ 避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防御の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、<u>G P S</u>波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。 ・ 海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、<u>津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、平時における船舶の津波避難対策の検討を支援する。</u> (略) ・ 船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安全情報」について、<u>より</u>迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの高度化を図る。 (略)	さや<u>津波到達時間</u>等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。 (略) ・ <u>ICT</u>等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。 ・ 自動車によらざるを得ない場合の避難等を支援するため、<u>大津波警報</u>等や地震情報をカーナビゲーションに提供する等、<u>ITS</u>を活用した取組を推進する。 (略) ・ 避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の<u>法面・盛土の土砂災害防止対策</u>、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、<u>密集市街地</u>対策、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。 (略) ・ 避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防御の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、<u>GPS</u>波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。 ・ 海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援する。 (略) ・ 船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安全情報」について、迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの高度化を図る。 (略)

修正前	修正後
(3) 避難者の受け入れ ○特に仙台等の大都市部において、発災直後に大量の避難者が発生すると想定される。特に都市部では、地震による建物被害や余震への不安等により、多くの人が避難所等へ避難するため、あらかじめ指定されていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共施設等に避難する人が発生する。 そのため、国土交通省は、応急活動に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け入れる。 ○また、道の駅、高速道路のSA・PA、避難場所として位置付けられた都市公園等の主要な管理施設等においても避難者を受け入れる。 (略) <平時から準備しておくべき事項> (略) ・避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。 ・<u>災害時に、ホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるようにするため、宿泊関係団体等と自治体との協定の締結を促す。</u>	(3) 避難者の受け入れ ○特に仙台等の大都市部において、発災直後に大量の避難者が発生すると想定される。特に都市部では、地震による建物被害や余震への不安等により、多くの人が避難所等へ避難するため、あらかじめ指定されていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共施設等に避難する人が発生する。 そのため、国土交通省は、<u>応急活動等</u>に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け入れる。 ○また、道の駅、高速道路のSA・PA、避難場所として位置付けられた都市公園等の主要な管理施設等においても避難者を受け入れる。 (略) <平時から準備しておくべき事項> (略) ・避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。<u>これらの施設は、災害時の円滑な利用の観点から、平常時に定期的な施設の維持管理を行うとともに、日頃から防災関連施設の積極的な活用や普及啓発を図るものとする。</u> <u>(削除)</u>
3－3 所管施設・事業者における利用者の安全確保 (1) 列車や航空機等の安全確保 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により、東北地方の新幹線で軌道の変位等の被害が約<u>80</u>箇所発生する。在来線も津波被害等により広範囲で不通となることが想定されている。 そのため、国土交通省は、鉄道事業者に対し、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策の実施を指導するとともに、鉄道事業者は列車を安全に止めるための対策（新幹線においては	3－3 所管施設・事業者における利用者の安全確保 (1) 列車や航空機等の安全確保 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により、東北地方の新幹線で軌道の変位等の被害が約<u>80</u>箇所発生する。在来線も津波被害等により広範囲で不通となることが想定されている。 そのため、国土交通省は、鉄道事業者に対し、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策の実施を指導するとともに、鉄道事業者は列車を安全に止めるための対策（新幹線においては

修正前	修正後
更に脱線・逸脱の防止）を実施する。また、発災後は、津波の襲来も念頭において、列車停止後の乗客の安全な避難について万全を期すよう指導する。 ○また、空港については、強い揺れや巨大な津波により、多数の空港が一時閉鎖となる。 そのため、国土交通省は、発災後は、飛行中・地上走行中の航空機への対応を実施する。 また、津波警報等が発表された場合には、各空港において空港内の旅客の避難誘導等を迅速に実施する。 (略)	更に脱線・逸脱の防止）を実施する。また、発災後は、津波の襲来も念頭において、列車停止後の乗客の安全な避難について万全を期すよう指導する。 ○また、空港については、強い揺れや巨大な津波により、多数の空港が一時閉鎖となる。 そのため、国土交通省は、発災後は、飛行中・地上走行中の航空機への対応を実施する。 また、<u>大津波警報等</u>が発表された場合には、各空港において空港内の旅客の避難誘導等を迅速に実施する。 (略)
<平時から準備しておくべき事項> ・ 構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する<u>耐震対策について、新幹線鉄道は概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域のターミナル駅等の重要な鉄道施設の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(以下、「耐震省令」という。)</u>に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。<u>一方、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により比較的大きな軌道沈下が生じた高架橋と同様の高架橋の柱について、令和5年3月に耐震省令を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、新幹線鉄道以外については令和9年度までに前倒して優先的に耐震補強を行うよう鉄道事業者を指導する。</u>また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。 ・ 駅間等で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、鉄道事業者に対し、対応策を指導する。 (略) <u>・被災空港を目的地とする航空機が多数発生した場合においても、状況に応じて安全に他空港への目的地変更ができるよう対応要領等を策定する。</u> <u>(新規)</u>	<平時から準備しておくべき事項> ・ 鉄道の<u>耐震対策</u>については、<u>構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する対策は、新幹線鉄道では概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域の主要駅及び主要路線の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」</u>に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。 ・ 駅間等で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、鉄道事業者に対し、対応策を指導する<u>とともに、その状況を定期的に確認する。</u> (略) <u>(削除)</u> ・ <u>非常時において、空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港BCP(A2-BCP)の実効性を強化するための改訂や訓練等を指導する。</u>

修正前	修正後
(略) ・旅客自動車運送事業者のBCP策定を促進するとともに、事業者、地方公共団体が連携した図上訓練等の実施を指導する。 (2) 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。 <u>(新規)</u> (略) ・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局(JNTO)のウェブサイト等における発信やJNTOコールセンターにおける<u>多言語の24時間の電話による問い合わせ</u>対応を実施する。 (略) ・大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を都市機能として事前に確保するため、<u>防災拠点</u>の整備に対して支援を行う。 ・災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報等をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。	(略) ・旅客自動車運送事業者のBCP策定を促進するとともに、事業者、地方公共団体が連携した図上訓練等の実施を指導する。 (2) 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者、<u>その他の地域関係者等</u>による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。 ・<u>帰宅困難者の帰宅に向けては、自力での徒歩帰宅が困難な要配慮者やこどもにも配慮した搬送手段を確保するため、地方公共団体と運輸事業者等との事前計画の策定を支援する。</u> (略) ・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局(JNTO)のウェブサイト等における発信やJNTOのコールセンターにおける<u>24時間多言語対応</u>を実施する。 (略) ・大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を都市機能として事前に確保するため、<u>受入拠点</u>の整備に対して支援を行う。 ・災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、<u>噴火速報</u>をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供<u>する</u>。

修正前	修正後
(略)	(略)
(3) エレベーター内の閉じ込めへの対応	(3) エレベーター内の閉じ込めへの対応
(略)	(略)
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
・早期に閉じ込めの救出がされるよう、 <u>エレベーター保守事業者による閉じ込め救出体制の整備等</u> を進める。	・早期に閉じ込めの救出がされるよう、閉じ込め救出の <u>担い手の確保等</u> 、体制の整備を進める。
(略)	(略)
3－4 被災状況等の把握	3－4 被災状況等の把握
(1) ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査	(1) ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査
○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、広範囲にわたる強い揺れと巨大な津波により、大規模な被災が同時多発すると想定される。 そのため、国土交通省は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、関係する防災機関と連携しつつ、災害対策用ヘリや人工衛星、 <u>SAR</u> 観測技術、レーザ測量技術等を活用した緊急調査を実施する。	○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、広範囲にわたる強い揺れと巨大な津波により、大規模な被災が同時多発すると想定される。 そのため、国土交通省は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、関係する防災機関と連携しつつ、災害対策用ヘリや人工衛星、 <u>SAR</u> 観測技術、レーザ測量技術等を活用した緊急調査を実施する。
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
・迅速な施設点検を行うため、車両の <u>計画的な</u> 取得や訓練の実施など、必要な対策を講じる。	・ <u>自動二輪車や自転車による</u> 迅速な施設点検を行うため、車両の取得や訓練の実施など、必要な対策を講じる。
(略)	(略)
・ <u>SAR</u> 観測技術やレーザ測量技術、 <u>IT</u> 技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。	・ <u>SAR</u> 観測技術やレーザ測量技術、 <u>IT</u> 技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。

修正前	修正後
・被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象に <u>CCTV</u> 等の増設を進める。 (略) ・被害状況調査を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇・航空機の整備を実施。引き続き体制の強化を進める。 <u>(新規)</u> (2) 全国からの <u>TEC-FORCE</u> 派遣 <u>○北海道から東北地方・関東地方にかけての広い範囲にわたり大きな被害が想定されるため、あらかじめTEC-FORCE活動計画を策定し、迅速な派遣に備える。</u> <平時から準備しておくべき事項> ・発災直後から概ね7日～<u>10</u>日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、地方整備局等において、次の内容等を定めた「<u>TEC-FORCE</u>活動計画」を策定し、関係機関で共有する。 →応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、全国の地方整備局等から派遣する隊員数、災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等 →要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成 →第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員 →大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保 →地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点等の選定 ・<u>TEC-FORCE</u>が使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録するとともに、<u>レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、迅速な移動手段を確保する。</u> (略)	・被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象に <u>CCTV</u> 等の増設を進める。 (略) ・被害状況調査を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇・航空機の整備を実施。引き続き体制の強化を進める。 ・<u>衛星インターネット装置、モバイル映像伝送装置を全国分散・広域配備することにより、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等の大規模地震でも安定した通信確保を図る。</u> (2) 全国からの <u>TEC-FORCE</u> 派遣 <u>○「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における TEC-FORCE 活動計画」に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確に TEC-FORCE を派遣し、応急対策活動を実施する。</u> <平時から準備しておくべき事項> ・発災直後から概ね7日～<u>10</u>日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、地方整備局等において、次の内容等を定めた「<u>TEC-FORCE</u>活動計画」を策定し、関係機関で共有する。 →応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、全国の地方整備局等から派遣する隊員数、災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等 →要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成 →第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員 →大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保 →地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点、<u>搬送等の協力業者等</u>の選定 ・<u>TEC-FORCE</u>が使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録する。また、TEC-FORCE として派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、<u>派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。</u> (略)

修正前	修正後
・災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施、<u>ICT</u>や<u>IoT</u>の活用等により、<u>TEC-FORCE</u>の災害対応力向上を図る。 ・<u>TEC-FORCE</u>隊員を支援できる民間人材の確保や<u>TEC-FORCE</u>の活動をマネジメントする機能の強化など、<u>TEC-FORCE</u>の体制・機能の拡充・強化に努める。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> ・様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。 (略) (4) 被災情報等の統合災害情報システム (<u>DiMAPS</u>) への集約と共有 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生直後の極めて厳しい状況下においても円滑な応急活動が可能となるよう、国土交通省は、「統合災害情報システム (<u>DiMAPS</u>)」等を用いて災害初動期の情報収集・共有体制を強化するとともに、<u>DiMAPS</u>等を活用し、関係機関との情報共有体制を強化する。また、これを活用して可能な限り一般にも情報を提供し、避難行動等を支援する。 <平時から準備しておくべき事項> ・膨大な災害情報を<u>地理院地図</u>上に集約し、迅速に把握・共有することができる<u>DiMAPS</u>を平成27年9月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を一般公開している。 ・円滑な応急対策活動が可能となるよう、国土地理院を中心に津波浸水想定区域等の基礎的な情報を事前に<u>DiMAPS</u>に集約する。	・災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施および研修・講習の受講、<u>ICT</u>や<u>IoT</u>の活用等により、<u>TEC-FORCE</u>の災害対応力向上を図る。 ・専門的な知識を有する民間企業等の人材を <u>TEC-FORCE</u> 予備隊員制度により募集・採用し、災害時に国家公務員（非常勤職員）として被災地に派遣することにより、<u>TEC-FORCE</u> としての応援体制の強化を図るものとする。 ・他の災害応急対策責任者を応援するにあたり、学識経験者を <u>TEC-FORCE</u> アドバイザーとして委嘱し、高度な技術的助言を得るための体制を整備するものとする。 ・災害応急対策責任者を支援する組織及び能力を有する法人又は団体と災害協定等を締結し、<u>TEC-FORCE</u> パートナーとして位置付け、<u>TEC-FORCE</u> と迅速かつ円滑な連携を図るものとする。 ・様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。また、<u>女性隊員も含めて TEC-FORCE 隊員が安心して活動可能な環境を構築するため、トイレカーの導入等を行う。</u> (略) (4) 被災情報等の統合災害情報システム (<u>DiMAPS</u>) への集約と共有 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生直後の極めて厳しい状況下においても円滑な応急活動が可能となるよう、国土交通省は、「統合災害情報システム (<u>DiMAPS</u>)」等を用いて災害初動期の情報収集・共有体制を強化するとともに、<u>DiMAPS</u>等を活用し、関係機関との情報共有体制を強化する。また、これを活用して可能な限り一般にも情報を提供し、避難行動等を支援する。 <平時から準備しておくべき事項> ・膨大な災害情報を集約し、迅速に把握・共有することができる <u>DiMAPS</u> を平成 27 年 9 月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を一般公開している。 ・円滑な応急対策活動が可能となるよう、国土地理院を中心に津波浸水想定区域等の基礎的な情報を事前に <u>DiMAPS</u> に集約する。

修正前	修正後
・関係する防災機関と<u>D i M A P S</u>を共有するとともに、訓練等を通して実際においても十分活用できるようにする。 <u>(新規)</u> 3－5 被災者の救命・救助 (1) 沿岸域における被災者の<u>搜索・救助活動</u> (略) <平時から準備しておくべき事項> (略) ・<u>東日本大震災で得られた教訓や南海トラフ巨大地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震で想定される事態を踏まえ、緊急時対応のための巡視船艇・航空機の整備を進める。</u> (2) 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、被災地内の多くの道路において、激しい渋滞等による道路啓開作業の遅れに伴い、救命救助・消火活動、支援物資輸送などの緊急車両の通行が阻害され、被害が拡大するおそれがある。冬季においては、積雪や凍結等により、物資輸送に通常よりも時間を要する。 そのため、国土交通省は、プローブ情報等を活用し被災状況の迅速な把握と共有を実施するとともに、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施する。 <平時から準備しておくべき事項>	・関係する防災機関と <u>DiMAPS</u>を共有するとともに、訓練等を通して実際においても十分活用できるようにする。 ・<u>DiMAPSについて、災害情報の自動入力コンテンツを強化するとともに、被害情報等の集約・共有を半自動化する。被害情報入力プラットフォーム（DiJEST）を開発・導入することにより、省力化を図る。</u> 3－5 被災者の救命・救助 (1) 沿岸域における被災者の搜索救助活動 (略) <平時から準備しておくべき事項> (略) ・<u>大規模災害等が同時に発生した場合であっても対応できる体制の強化を図るため、災害対応力を有する巡視船艇・航空機の整備を進める。</u> (2) 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、被災地内の多くの道路において、激しい渋滞等による道路啓開作業の遅れに伴い、救命救助・消火活動、支援物資輸送などの緊急車両の通行が阻害され、被害が拡大するおそれがある。冬季においては、積雪や凍結等により、物資輸送に通常よりも時間を要する。 そのため、国土交通省は、<u>自動車の</u>プローブ情報等を活用し被災状況の迅速な把握と共有を実施するとともに、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施する。 <平時から準備しておくべき事項>

修正前	修正後
・自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行う <u>I T S</u> スポットや可搬型路側機等の増強、SNS 等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0 や民間が収集したプローブデータ、AIWeb カメラの情報などの等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。 (略) ・道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (略) ・緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制整備などの取組を実施する。 (3) 陸海空の総合啓開 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・緊急輸送ルートの総合啓開や緊急排水に関する計画には、次の内容等を定める。	・自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行う <u>ITS</u> スポットや可搬型路側機等の増強、SNS 等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0 や民間が収集したプローブデータ、AIWeb カメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携、<u>人工衛星画像の活用</u>により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。 (略) ・道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法 <u>(昭和 27 年法律第 180 号)</u> 等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。 <u>・陸路による移動や輸送が困難となる事態に備え、海路・空路を活用したアクセスルートについて、関係機関と事前に調整を行い、主要道路の通行が不能となる場合や広域的な交通途絶が発生した場合には、代替ルートとして活用する。</u> <u>・大規模災害時における広域的な放置車両の移動については、緊急車両等の通行を確保するため、災害対策基本法に基づく措置を適切に活用し、迅速かつ円滑な道路啓開を行うよう、道路管理者は放置車両等の移動・撤去を行う区間（面的対応を含む）や周知方法等について、あらかじめ関係機関と確認するなど、実効性の向上に向けた取組を推進する。</u> (略) ・緊急車両の通行確保のため、今後、道路啓開計画に位置づけられた道路啓開ルート上の踏切についても、災害時優先開放踏切の指定を進める。あわせて、地震後の踏切の状況等を共有する緊急連絡体制の整備のための取組や、指定した踏切について関係機関と連携の元、抜本的な対策を講じるための取組を推進する。 (3) 陸海空の総合啓開 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・緊急輸送ルートの総合啓開や緊急排水に関する計画には、次の内容等を定める。

修正前	修正後
→各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定 →想定される広域的な救援等の種類と規模 →啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療（<u>D M A T</u>等）・輸送の拠点、発電所等ライフライン重要拠点（なお、拠点確保にあたっては基幹的広域防災拠点、道の駅、<u>S A・P A</u>、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用） →代替機能を有する施設（河川の緊急用河川敷道路、船着場、臨港道路等を含む） →緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠点までの緊急輸送ルート案（複数案） →緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時間の設定 →啓開や緊急排水を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応 →救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開や緊急排水の進捗状況を迅速に情報提供するための体制整備	→各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定 →想定される広域的な救援等の種類と規模 →啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療（<u>D M A T</u>等）・輸送の拠点、発電所等ライフライン重要拠点（なお、拠点確保にあたっては基幹的広域防災拠点、道の駅、<u>S A・P A</u>、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用） →代替機能を有する施設（河川の緊急用河川敷道路、船着場、臨港道路等を含む） →緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠点までの緊急輸送ルート案（複数案） →緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時間の設定 →啓開や緊急排水を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応 →救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開や緊急排水の進捗状況を迅速に情報提供するための体制整備
(略)	(略)
・特に緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、<u>斜面崩落防止対策</u>、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、雪崩危険箇所の調査や公表等の情報開示、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。	・<u>避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、法面・盛土の土砂災害防止対策</u>、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、雪崩危険箇所の調査や公表等の情報開示、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
(略)	(略)
・港湾における緊急輸送路等の早期回復を目的として、水深に異状を生じたおそれがある場合に、必要に応じて水路測量等を実施するため、所要の資機材等の整備を進める。また、航路標識の応急復旧用資機材の<u>安定確保に努める</u>。	・港湾における緊急輸送路等の早期回復を目的として、水深に異状を生じたおそれがある場合に、必要に応じて水路測量等を実施するため、所要の資機材等の整備を進める。また、航路標識の応急復旧用資機材の<u>整備等も進める</u>。
(略)	(略)
・<u>改正港湾法</u>に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾<u>B C P</u>の改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。	・港湾法（<u>昭和 25 年法律第 218 号</u>）に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾<u>BCP</u>の改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。
(新規)	・<u>空港における緊急輸送等の早期回復を目的として、空港の耐震等による防災拠点化を推進するとともに、各空港の空港 BCP（A2-BCP）に基づき被災した場合でも空港機能を維持するため所要の資機材等の確保等を進める。</u>

修正前	修正後
(新規) (4) 救命・救助活動の支援 (略) <平時から準備しておくべき事項> - 二次被害の発生予測に資するため、測量用航空機・人工衛星等を活用した被災状況調査結果など地理空間情報の速やかな提供が可能となるよう、統合災害情報システム（<u>D i M A P S</u>）の活用を進める。 (略) - 警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、南海トラフ地震及び首都直下地震発災時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸送するための海上輸送対策を策定。 - 旅客船事業者団体に対し広域応援部隊の優先的輸送への協力を要請。 - 広域応援部隊の輸送にかかる民間フェリー事業者において、スペース確保のための運用方針を策定。 - 定期的に連携強化のための検討会を開催（年２回）するとともに合同図上訓練を実施。 - 洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施。 (5) 孤立集落等への対応支援 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の強い揺れで生じる土砂災害や巨大な津波による道路の寸断により、山間部や沿岸部の広い範囲で日本海溝沿いの巨大地震では約<u>2 1 0</u>、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>1 1 0</u>の集落が孤立すると想定されているほか、離島が孤立するおそれがある。	<u>国土交通省の保有する車両・資機材の輸送について、自衛隊と連携し、事前に自衛隊航空機等での運搬の可否を検証し、運搬可能な災害対策用機械を把握するとともに、輸送機体ごとの固縛要領や電波干渉などを踏まえた輸送可能性の検証を訓練等を通じて行う。こうした連携強化により、国土交通省の人員・保有する資機材の更なる迅速・的確な活用強化を図る。</u> (4) 救命・救助活動の支援 (略) <平時から準備しておくべき事項> - 二次被害の発生予測に資するため、測量用航空機・人工衛星等を活用した被災状況調査結果など地理空間情報の速やかな提供が可能となるよう、統合災害情報システム（<u>DiMAPS</u>）の活用を進める。 (略) - 警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、南海トラフ地震及び首都直下地震発災時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸送するための海上輸送対策を策定<u>する</u>。 - 旅客船事業者団体に対し広域応援部隊の優先的輸送への協力を要請<u>する</u>。 - 広域応援部隊の輸送にかかる民間フェリー事業者において、スペース確保のための運用方針を策定<u>する</u>。 - 定期的に連携強化のための検討会を開催（年２回）するとともに合同図上訓練を実施<u>する</u>。 - 洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施<u>する</u>。 (5) 孤立集落等への対応支援 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の強い揺れで生じる土砂災害や巨大な津波による道路の寸断により、山間部や沿岸部の広い範囲で日本海溝沿いの巨大地震では約 <u>210</u>、千島海溝沿いの巨大地震では約 <u>110</u>の集落が孤立すると想定されているほか、離島が孤立するおそれがある。

修正前	修正後
そのため、国土交通省は、<u>緊急調査により集落孤立の状況を速やかに把握するとともに、救命・救助等を実施する自衛隊や消防等に対して的確な情報提供を行う。また、これらの機関や地方公共団体と調整しつつ、迅速かつ重点的な道路啓開等に努める。</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ <u>・地方公共団体等と連携して孤立のおそれがある集落等をあらかじめ抽出し、発災後の孤立集落調査に向けた事前計画を策定する。</u> (略) ・離島についても、災害時における孤立防止等のための防災機能の強化を図る。 3－6 被害の拡大防止・軽減 (1) 複合災害への対応 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (略) ○河道閉塞等の大規模な被災や二次災害のおそれ等に対しては、迅速かつ集中的な対応を行うため、高度な技術力を持つ <u>TEC－FORCE</u> 隊員を集中的に派遣する。	そのため、国土交通省は、<u>孤立集落の状況を把握するため、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等の関係機関からなる情報収集の体制を構築するとともに、これら関係機関と調整しつつ、迅速な道路啓開等に努める。</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ <u>・道路法等に基づく道路啓開計画において、関係機関と孤立集落の情報収集に関わる体制を構築する。</u> (略) ・<u>令和6年能登半島地震を踏まえ半島防災の推進を図るとともに、離島についても、災害時における孤立防止等のための防災機能の強化を図る。</u> 3－6 被害の拡大防止・軽減 (1) 複合災害への対応 <u>○大規模地震発生後の長期にわたる復旧・復興期間において、暴風・高潮・大雨・土砂災害・火山噴火・原子力災害等の他の災害等による複合的な影響が生じ得ることが考えられる。これらの複合災害は、想定され得る条件が多様であり、災害ごとの特性に応じた対応をできる限り円滑に行うことが基本である。そのため、対応の検討にあたっては、災害ごとの対策等の充実を図るとともに、より厳しい想定についても可能な範囲で考慮していく必要がある。</u> <u>○二次災害・複合災害として暴風、高潮、大雨、土砂災害、火山噴火等の発生を考慮し、適切に事前対策を実施するとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合には、庁舎、道路・鉄道等の交通施設、河川・海岸堤防、土砂災害防止施設等の被害、土砂災害警戒区域等での被害状況、河道閉塞の発生等の有無について、緊急的に点検・調査・応急対策を行う体制を構築する。</u> (略) ○河道閉塞等の大規模な被災や二次災害のおそれ等に対しては、迅速かつ集中的な対応を行うため、高度な技術力を持つ <u>TEC－FORCE</u> 隊員を集中的に派遣する。

修正前	修正後
(略)	(略)
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
(略)	(略)
・山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解型 <u>無人</u> 重機の配備等、緊急調査及び応急対策に必要な装備の充実を図る。	・山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解 <u>対応型遠隔施工</u> 重機の配備等緊急調査及び応急対策に必要な装備の充実を図る。
(略)	(略)
・関係自治体と連携し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震及び地震後の降雨等で斜面崩壊等による被害が想定される箇所についてリスク評価を実施する。	・関係自治体と連携し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震及び地震後の降雨等で斜面崩壊等による被害が想定される箇所について、 <u>リモートセンシング（遠隔探査）技術も活用し、被災エリア全体のリスクの把握、</u> リスク評価を実施する。
(略)	(略)
・複合災害による浸水を想定し、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水に関する計画を策定する。	・複合災害による浸水を想定し、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水に関する計画を策定する。
<u>(新規)</u>	・複合災害に備えるため、 <u>国土交通省が管理していない河川等も含めた面的な情報が必要になると想定されることなどを踏まえ、被災エリア全体のリスクの把握、地域の安全度評価の実施などについて、国土交通省が都道府県や市区町村に技術的な支援ができる仕組みを検討する。また、想定される被害が特に甚大な場合や、時間的な猶予が無い場合などは、国土交通省が積極的にリスク情報の提供や対策の実施をする仕組みについても検討する。</u>
(略)	(略)
(2) コンビナート火災・油流出等への対応	(2) コンビナート火災・油流出等への対応
(略)	(略)
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
(略)	(略)

修正前	修正後
・石油コンビナート防災訓練に参加し、自治体や消防など関係機関との連携の強化を図る。 <u>(新規)</u> (略) (4) 非常災害時における国による港湾の管理等 (略) ○平成<u>28</u>年熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じた。 そのため、港湾管理者からの要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認められるときは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施する。 <平時から準備しておくべき事項> (略) ・大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する全国で2箇所の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。 ・非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾BCPの改善等の災害対応力強化に取り組む。 (5) 被災建築物等応急危険度判定活動 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。	・石油コンビナート防災訓練に参加し、自治体や消防など関係機関との連携の強化を図る。 ・石油コンビナート等におけるレベル2の津波対策に資するインフラ整備を進める。 (略) (4) 非常災害時における国による港湾の管理等 (略) ○平成28年熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じた。 そのため、港湾管理者からの要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認められるときは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施する。 <平時から準備しておくべき事項> (略) ・大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する全国で2か所の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。 ・非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾BCPの改善等の災害対応力強化に取り組む。 (5) 被災建築物等応急危険度判定活動 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、<u>関係者と連携し</u>、あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。

修正前	修正後
(略) (6) 災害対策用機械の大規模派遣 ○発災後、広範囲にわたる被害の拡大防止・軽減活動が展開され、全国規模での災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車、対策本部車、現地へ派遣された職員が泊まることのできる待機支援車等）の出動が想定される。 <u>そのため、国土交通省は、あらかじめＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画を策定し、これに基づいた迅速かつ的確な災害対策用機械の派遣を行う。</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・災害対策用機械や無人化施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。 (略) 3－7 被災した地方公共団体支援 (1) リエゾンの派遣 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、<u>あらかじめＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画を策定し、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。</u> (略) ・気象庁防災対応支援チーム（ＪＥＴＴ）を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、<u>解説</u>を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。	(略) (6) 災害対策用機械の大規模派遣 ○<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震におけるＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。また、被災状況に応じて、地方公共団体へ対策本部車や照明車等の災害対策用機械の派遣等を迅速に実施する。</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・災害対策用機械や遠隔施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。 (略) 3－7 被災した地方公共団体支援 (1) リエゾンの派遣 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震におけるＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画に基づき、深刻な被害が想定される地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。</u> (略) ・気象庁防災対応支援チーム（ＪＥＴＴ）を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、<u>説明</u>を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。

修正前	修正後
(略) (2) 情報通信機材等の派遣 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、北海道から東北地方・関東地方の広範囲にわたり、多くの地方公共団体が甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。そのため、<u>あらかじめTEC-FORCE活動計画を策定し、</u>発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、<u>Ku-SAT、i-RAS、公共BB</u>等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。 <平時から準備しておくべき事項> (略) 3-8 被災者・避難者の生活支援 (1) 避難者に必要な物資の広域輸送 ○日本海溝沿いの巨大地震では、約<u>59.9</u>万人、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>32.3</u>万人の避難者が発生すると想定されており、避難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題になると想定される。 そのため、国土交通省は、自動車運送事業者や鉄道事業者、海運事業者、航空事業者等の協力を得つつ、被災地や避難所への広域的な支援物資の輸送体制を構築する。 (略) <平時から準備しておくべき事項> (略) ・トラック輸送については、物資輸送の担い手となる関係事業者等と協議会等を開催し、緊急時の連携等について認識を共有しておくとともに、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結等を促進する。	(略) (2) 情報通信機材等の派遣 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、北海道から東北地方・関東地方の広範囲にわたり、多くの地方公共団体が甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。そのため、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、</u>発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、<u>Ku-SAT、i-RAS、公共BB</u>等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。 <平時から準備しておくべき事項> (略) 3-8 被災者・避難者の生活支援 (1) 避難者に必要な物資の広域輸送 ○日本海溝沿いの巨大地震では、約<u>59.9</u>万人、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>32.3</u>万人の避難者が発生すると想定されており、避難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題になると想定される。 そのため、国土交通省は、自動車運送事業者や鉄道事業者、海運事業者、航空事業者等の協力を得つつ、被災地や避難所への広域的な支援物資の輸送体制を構築する。 (略) <平時から準備しておくべき事項> (略) ・トラック輸送については、物資輸送の担い手となる関係事業者等と協議会等を開催し、緊急時の連携等について認識を共有しておくとともに、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結等を促進する。

修正前	修正後
(新規) (略) - 物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、道路の<u>斜面崩落防止対策</u>、耐震補強等の対策を重点的に推進する。 (略) - 発災時に<u>円滑に海上輸送ルート</u>の活用が可能となるよう、代替輸送ルートの設定や代替港湾の利用に係る関係者との体制構築、港湾間の災害協定等を推進する。 - J R 貨物の高性能機関車等の整備に対する支援策を通じて、災害に強い貨物鉄道ネットワークの構築を促進する。 - 防災体制を強化するため道の駅、<u>S A ・ P A</u>等の防災拠点化を推進する。 (略) (2) 避難場所の拡大 ○日本海溝沿いの巨大地震では、約 <u>5 9 . 9</u> 万人、千島海溝沿いの巨大地震では約 <u>3 2 . 3</u> 万人の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。 そのため、国土交通省は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。 <平時から準備しておくべき事項> (略)	- 緊急輸送手段が発災直後から確保可能となるように、地方公共団体と民間物流事業者との連携・協力体制の構築促進を図る。この際、民間物流事業者の施設及びノウハウの活用、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みの整備等により、緊急輸送・搬送体制を整備するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において非常用電源、非常用通信設備の導入を促進する。 (略) - 物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、道路の<u>法面・盛土の土砂災害防止対策</u>、耐震補強等の対策を重点的に推進する。 (略) - 発災時に<u>海上ルート</u>を活用した円滑な支援が可能となるよう、複数の港湾が相互に連携し、緊急物資輸送を行うための<u>広域港湾 BCP および港湾 BCP</u>の策定を推進する。 - J R 貨物の高性能機関車等の整備に対する支援策を通じて、災害に強い貨物鉄道ネットワークの構築を促進する。 - 防災体制を強化するため道の駅、<u>S A ・ P A</u>等の防災拠点化を推進する。 (略) (2) 避難場所の拡大 ○日本海溝沿いの巨大地震では、約 <u>59.9</u> 万人、千島海溝沿いの巨大地震では約 <u>32.3</u> 万人の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。 そのため、国土交通省は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。 <平時から準備しておくべき事項> (略)

修正前	修正後
・避難受入施設として活用可能な施設を有する民間事業者等と地方公共団体との間で、利用に関する協定等の締結を支援する。 <u>(新規)</u> (3) 生活用水と衛生環境の確保 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における災害用井戸・湧水の活用を含めた代替水源としての地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。 ・多くの避難者が想定される地域等については、浄水場及び下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、<u>BCP</u>の策定を速やかに実施する。 ・生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄水施設・設備の設置等について検討するなど対策を進める。 <u>(新規)</u> (4) 被災者向け住宅等の供給体制の整備 ○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型応急仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、<u>UR</u>賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。 <平時から準備しておくべき事項>	・災害時に、ホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるようにするため、<u>宿泊関係団体等と自治体との協定の締結を促す。</u> ・避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。 (3) 生活用水と衛生環境の確保 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における災害用井戸・湧水の活用を含めた代替水源としての地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と<u>平時からの</u>利用を推進する。 ・多くの避難者が想定される地域等については、浄水場及び下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、<u>BCP</u>の策定を速やかに実施する。 ・生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄水施設・設備の設置等について検討するなど対策を進める。 ・災害時におけるより快適なトイレ環境確保のための「マンホールトイレの整備促進」「建設現場における快適トイレの普及」等を行う。 (4) 被災者向け住宅等の供給体制の整備 ○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、<u>UR</u>賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。 <平時から準備しておくべき事項>

修正前	修正後
・ 応急仮設住宅については、<u>地方公共団体へのマニュアル作成とそれに基づく訓練の呼びかけや、被災者向け住宅の円滑な確保のための関係団体等と都道府県との間の災害協定締結を支援する。</u> ・ <u>避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。</u> 3－9 施設等の復旧、被災地域の復興 (1) 施設等の復旧 (略) <平時から準備しておくべき事項> (略) ・ 関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (2) 迅速な復旧に向けた取組 (略) <平時から準備しておくべき事項> (略) ・ <u>TEC－FORCE隊員を支援できる民間人材の確保やTEC－FORCEの活動をマネジメントする機能の強化など、TEC－FORCEの体制・機能の拡充・強化に努める。</u>	・ 応急仮設住宅については、<u>関係団体等に関する情報提供や地方公共団体への連携を促進する。</u> <u>(削除)</u> 3－9 施設等の復旧、被災地域の復興 (1) 施設等の復旧 (略) <平時から準備しておくべき事項> (略) ・ 関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。 ・ <u>地方管理空港等において、必要に応じ、災害復旧工事やエプロンの利用の調整等に関する業務を代行できる制度を活用し支援を行うものとする。</u> ・ <u>緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保等を行うため、港湾法に港湾施設の応急復旧に他人の土石等を活用可能とする制度（応急公用負担）を規定する。</u> (2) 迅速な復旧に向けた取組 (略) <平時から準備しておくべき事項> (略) <u>(削除)</u>

修正前	修正後
<u>(新規)</u> ・大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成29年1月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定効率化（簡素化）及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。 ・被災した鉄道路線の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための体制を整備する。	・近年、激甚化・頻発化する自然災害により、多くの鉄道路線が被災している現状を踏まえ、<u>RAIL-FORCE による被災状況の把握及び復旧に向けた技術的助言を、より迅速かつ高度に実施するために RAIL-FORCE 隊員の対応能力向上と資機材の ICT 化・高度化を図る。</u> ・大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成29年1月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定効率化（簡素化）及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。 <u>(削除)</u>
<u>(新規)</u>	・「災害復旧事業におけるデジタル技術活用の手引き」により、地方公共団体におけるデジタル技術の導入を促進し、災害復旧事業の迅速かつ効率的な実施を図る。
<u>(新規)</u>	・ライフライン事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、ライフライン、インフラの早期復旧のため、要員の確保や資機材の配備、情報提供方法等をあらかじめ計画しておくなど、復旧体制の充実を図る。
<u>(新規)</u>	・上下水道は発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。
<u>(新規)</u>	・道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、復旧活動が全体としてできるだけ円滑に進むようにするため、復旧見通し、運行予定等の復旧関連情報の共有化の促進に加え、復旧要員の確保等により、あらかじめ復旧体制の充実を図る。
<u>(新規)</u>	・衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築する。
<u>(新規)</u>	・災害時のがれきや土砂がまちなかに一様に堆積している場合、関係省庁と連携して、被災地方公共団体が一括撤去できるスキームを活用し、被災者の生活や生業の早期再建につながるよう支援する。
<u>(新規)</u>	・被災者の生活再建にあたり、罹災証明書の早期交付のため、住家被害認定調査が円滑に行われるよう、不動産鑑定士の士業団体等に対し、被災地方公共団体や被災者等への支援活動を働きかけるものとする。

修正前	修正後
<u>(新規)</u> (3) 迅速な復興に向けた支援 (略) <平時から準備しておくべき事項> (略) ・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備<u>の取組</u>を推進する。 <u>(新規)</u> (略) (4) 担い手の確保・育成 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、処遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。 ・令和6年3月に中央建設業審議会が改定した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。	・令和7年6月に成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」により改正された水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水道事業者と日本下水道事業団との協定の締結等、水道施設の復旧体制の充実を推進する。 (3) 迅速な復興に向けた支援 (略) <平時から準備しておくべき事項> (略) ・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備や地方公共団体における事前復興まちづくり計画の策定を推進する。 ・災害発生時の迅速な復旧・復興を可能とするため、地方公共団体等を支援して地籍調査を実施し、土地の境界情報の整備を推進する。 (略) (4) 担い手の確保・育成 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第49号)に基づき、処遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。 ・中央建設業審議会が作成・勧告した「工期に関する基準」(最終改定：令和6年3月)及び「労務費に関する基準」(令和7年12月)について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。

修正前	修正後
・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする「<u>建築物の耐震改修の促進に関する法律</u>」や、耐震化に係る支援の充実により、耐震性の<u>不足する</u>住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。 (略) ・エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、<u>P波感知型地震時管制運転装置</u>の設置を促進する。 ・天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための<u>基準強化</u>、既存建築物の改修の促進により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。 ・宅地については、大規模盛土造成地の滑動崩落のおそれのある区域を<u>特定</u>し、住民に広く情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を<u>推進</u>する。 ・地震動による液状化のリスクが相対的に高い地域を把握し、<u>これを応急対策にかかる計画に反映するとともに、これらを基にしたハザードマップを作成、公表することにより液状化に対する住民の防災意識向上を図る。</u> (略) (2) 公共施設の耐震化等 (略) ・地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮による浸水被害、津波の遡上等から地域を守るため、海岸・河川堤防、水門・樋門、排水施設等について、<u>地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進する。</u> ・災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場、河川防災ステーション等の整備を推進する。 <u>(新規)</u>	・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする建築物の耐震改修の促進に関する法律 (<u>平成7年法律第123号</u>) や、耐震化に係る支援の充実により、耐震性の<u>不十分な</u>住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。 (略) ・エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、地震時管制運転装置の設置を促進する。 ・天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための既存建築物の改修の促進により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。 ・宅地については、大規模な盛土造成地の滑動崩落のおそれのある区域を<u>抽出</u>し、住民に広く情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を<u>促進</u>する。 ・地震動による液状化のリスクが相対的に高い地域を把握し、<u>液状化ハザードマップを作成、公表する取組を促進することにより、住民等の関係者間のリスクコミュニケーションの充実を図る。</u> (略) (2) 公共施設の耐震化等 (略) ・地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮による浸水被害、津波の遡上等から地域を守るため、海岸・河川堤防、水門・樋門、排水施設等について、<u>地盤改良等の耐震化・液状化対策を推進する。</u> ・災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場、河川防災ステーション等の整備を推進する。 ・<u>地震発生時において、ダム等の機能不全による下流での二次災害の発生を防止するため、ダム等管理設備の耐震化を実施する。</u>

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	・高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する施設では、施設被害に伴う死傷者が発生しないよう、施設・設備の耐震化、火災対策、浸水対策及び落下物防止対策を促進する。
<u>(新規)</u>	・地下街等防災推進計画に基づく耐震対策が未完了の地下街における耐震対策を推進し、地下街の倒壊に伴う閉じ込めを防ぐ。
<u>(新規)</u>	・災害時に系統電力が停止した場合にも一時避難施設や公共施設等の機能を維持するため、建物所有者間等の連携したエネルギー導管、エネルギー供給施設等の整備を推進する。
(略)	(略)
<u>(新規)</u>	・上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等を推進する。
・発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や1日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震・液状化対策を推進する。	・発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や1日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震化・液状化対策を推進する。
<u>(新規)</u>	・港湾においては、耐震強化岸壁に加え臨港道路、航路・泊地等の一連の施設について、耐震化・液状化対策等により災害時の健全性の確保を図る。
<u>(新規)</u>	・空港における排水機能の強化等の浸水対策や空港無線施設等（建物）の津波・高潮等の安全対策を行う。
<u>(新規)</u>	・耐災害性の強化が必要な海上保安施設等について、改修を行う。
(略)	(略)
・標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事及び耐震・耐波浪対策の計画的な実施をする。	・航路標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事を <u>実施</u> する。
(略)	(略)

修正前	修正後
(3) 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震においては、広域において強い揺れが発生することが想定されるため、地震の観測等を強化し、緊急地震速報の<u>精度向上を図る。</u> <u>(新規)</u> ○日本海溝・千島海溝沿いの地震活動を観測するための体制、<u>後発地震への注意を促す情報等を適時・的確に発信・発表するための体制を維持するものとする。</u> <u>(新規)</u> (略) ・発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する<u>予報及び観測情報を発表する。</u> ・<u>既存の超高層建築物等のうち長周期地震動による影響が大きいものへの対策の検討を進める。</u> (4) 火災対策 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による強い揺れや巨大な津波により大規模な火災が発生し、最大で日本海溝沿いの巨大地震では約<u>1 0 0</u>棟、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>3, 1 0 0</u>棟が焼失すると想定されている。 そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域においては対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 ・大規模な火災の発生が懸念される密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への共同建替え、避難や消火活動の向上を図る狭<u>隘</u>道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進する。 (略)	(3) 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震においては、広域において強い揺れが発生することが想定されるため、地震の観測等を強化し、緊急地震速報の<u>迅速化・高度化を進める。</u> <u>○地震観測施設の耐災害性の強化を図る。</u> ○日本海溝・千島海溝沿いの地震活動を観測するための体制、<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報等を適時・的確に発信・発表するための体制を維持するものとする。</u> <u>○災害発生時においてもデータ品質を維持し安定的に運用するために、電子基準点網等の耐災害性強化対策を推進する。</u> (略) ・<u>長周期地震動による被害の可能性がある場合も緊急地震速報を発表する。また、発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。</u> ・<u>超高層建築物等に対して、日本海溝・千島海溝沿いの地震による長周期地震動が想定されるエリアにおいて、長周期地震動の影響を考慮した安全性検証を求め、対策を進める。</u> (4) 火災対策 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による強い揺れや巨大な津波により大規模な火災が発生し、最大で日本海溝沿いの巨大地震では約 <u>100</u> 棟、千島海溝沿いの巨大地震では約 <u>3,100</u> 棟が焼失すると想定されている。 そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域においては対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 ・大規模な火災の発生が懸念される密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への共同建替え、避難や消火活動の向上を図る狭<u>あい</u>道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進する。 (略)

修正前	修正後
(5) 土砂災害対策 ○地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼしたり、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害危険箇所について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を効果的に高める警戒避難体制の整備等、ハード・ソフト一体となった効果的・効率的な土砂災害対策を推進する。 <u>(新規)</u> (略) 4－2 巨大な津波への備え (1) 避難路・避難場所の確保等 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、襲来する巨大な津波により、最大で日本海溝沿いの巨大地震では約19.9万人、千島海溝沿いの巨大地震では約10万人が死亡すると想定されている。 そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 (略) ・特に、高台等が近くにない、避難困難地域における津波避難ビル、津波避難タワーの整備を促進する。また、積雪寒冷地においては冬季の積雪等による避難速度低下を踏まえ、避難距離や避難時間を短縮するため、防寒機能付き津波避難タワーや積雪等に配慮した避難路等の整備を支援する。 (略)	(5) 土砂災害対策 ○地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼしたり、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害警戒区域について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を高めるための積極的・効果的な広報を含めた警戒避難体制の整備等、ハード・ソフトと一体となった効率的な土砂災害対策を推進する。 ・地震後の土砂災害による二次災害防止及び復旧・復興を図るため、土木・建設関係事業者と連携して、被害状況把握、土砂災害発生に備えた重機や機材の確保等の応急対策の実施体制を構築する。 (略) 4－2 巨大な津波への備え (1) 避難路・避難場所の確保等 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、襲来する巨大な津波により、最大で日本海溝沿いの巨大地震では約19.9万人、千島海溝沿いの巨大地震では約10万人が死亡すると想定されている。 そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 (略) ・特に、高台等が近くにない、避難困難地域における津波避難ビル、津波避難タワーの整備を促進する。<u>なお、津波避難ビル・津波避難タワーの整備・機能向上にあたっては、自治体が行う津波避難タワー等の整備と一体となつて行う避難環境維持のための施設整備（非常用発電設備、備蓄倉庫、非常用照明、空調設備、停電時の通信確保等）に対して支援する。更に、積雪寒冷地においては冬季の積雪等による避難速度低下を踏まえ、避難距離や避難時間を短縮するため、防寒機能付き津波避難タワーや積雪等に配慮した避難路等の整備を支援する。</u> (略)

修正前	修正後
・道の駅や高速道路のSA・PA等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。 (略) ・避難路沿道建築物及び避難所となる施設の耐震化を促進する。 (略) ・海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、<u>地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。</u> ・津波警報等発表時には、船舶に対し迅速確実に伝達する。 ・住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波情報を引き続き迅速かつ的確に提供する。<u>さらに、聴覚障がい者や海水浴客へより確実に伝達するため、「津波フラッグ」の導入の促進や周知啓発に取り組む。</u> ・部局横断的な地域支援体制を構築し、避難路・避難場所等の整備を含めた背後地が一体となった津波防災地域づくりや<u>避難場所としての高規格堤防の整備を重点的に推進する。</u> (略) ・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成26年9月に策定（平成29年7月改正）。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る手段の一つとして、津波救命艇の普及に取り組む。 (2) 津波防災地域づくりの推進 <u>(新規)</u>	・道の駅や高速道路のSA・PA等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。 (略) ・避難路沿道建築物及び避難所として位置づけられた施設の耐震化を促進する。 (略) ・海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援する。 <u>(削除)</u> ・住民等の避難に資するよう、<u>海域の地震・津波観測データも活用しながら、緊急地震速報、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともに、その高精度化に取り組む。</u> ・部局横断的な地域支援体制を構築し、避難路・避難場所等の整備を含めた背後地が一体となった津波防災地域づくりや緊急避難場所等にもなる高台まちづくりの整備を推進する。 (略) ・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成26年9月に策定（平成29年7月改正）。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る手段の一つとして、津波救命艇の普及に取り組む。 (2) 津波防災地域づくりの推進 <u>○津波による甚大な人的被害、住宅・インフラ、経済被害等を減少するためには、将来的なまちづくりと連携した津波浸水そのものを低減させるためのソフト対策・ハード対策を効果的に組み合わせることが重要であり、総合的な対策の充実・強化を図る。</u>

修正前	修正後
○津波防災地域<u>まち</u>づくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。 (略) (3) 津波浸水を軽減させる施設の整備等 (略) ・特に、冬期は積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすおそれがあるため、冬期においても水門等が確実に作動するよう配慮するものとする。 <u>(新規)</u> (略) (6) 被災想定地域における土地境界の明確化の推進 ○<u>迅速な復旧・復興</u>や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して地籍調査を<u>積極的に</u>推進する。 4－3 防災力強化に向けた日頃からの備え (1) 防災訓練 (略) ・<u>改正</u>災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。 ・重要港湾以上の全ての港湾において策定されている港湾<u>B C P</u>の実効性を確保するため、<u>B C P</u>に基づく訓練を実施する。	○津波防災地域づくりに関する法律 (<u>平成 23 年法律第 123 号</u>) のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。 (略) (3) 津波浸水を軽減させる施設の整備等 (略) ・特に、冬期は積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすおそれがあるため、冬期においても水門等が確実に作動するよう配慮するものとする。 ・<u>地震時の浸水被害軽減のため、水防体制の強化並びに排水ポンプ、水門等の排水施設や非常用発電装置等の整備及び耐震化・耐水化を進める。</u> (略) (6) 被災想定地域における土地境界の明確化の推進 ○円滑な防災・減災事業の実施や災害発生時の<u>迅速な復旧・復興を可能とする</u>ため、地方公共団体等を支援して地籍調査を<u>実施し、土地の境界情報の整備を推進</u>する。 4－3 防災力強化に向けた日頃からの備え (1) 防災訓練 (略) ・災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。 ・重要港湾以上の全ての港湾において策定されている港湾 <u>BCP</u> の実効性を確保するため、<u>BCP</u> に基づく訓練を実施する。

修正前	修正後
・各空港で策定された空港BCPに基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、訓練の実施等による空港BCPの実効性の強化に努める。 <u>(新規)</u> (略) (2) 防災教育の推進 ○NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。 <u>・災害時の写真や動画等の提供、出前講座の実施などを推進。</u> <u>・特に学校においては、指導計画等の作成支援や授業に活用できる素材や手引き等の提供を実施。</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (略)	・各空港で策定された空港BCP (A2-BCP) に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、訓練の実施等による空港BCPの実効性の強化に努める。 <u>・道路啓開の実効性を高めるため、道路管理者及び関係者と連携し、具体的行動の習熟及び関係機関の連携強化を図ることを目的として、実践的な訓練を定期的実施する。</u> (略) (2) 防災教育の推進 ○<u>インフラ整備の重要性の理解促進や住民の防災意識や早期避難意識の向上に資するため、NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。</u> <u>(削除)</u> ・特に学校においては、<u>児童・生徒の防災意識の向上と教員による授業の後押しのため、学習指導要領における学習の単位ごとに対応した指導計画等の作成支援や各地域での授業に活用できる素材や手引き等の提供を実施する。</u> <u>・防災学習ポータルサイト・防災教育ポータルサイトについて様々な災害に関する写真・動画、地域での取組の好事例の紹介、デジタル教材やデジタルマップ等を用いて児童・生徒の学習を支援する方法の具体例の提示を行うとともに、類似するコンテンツをまとめて整理する等、ユーザー（教員・児童・生徒等）の利便性向上にむけた改良を行う。</u> <u>○地形分類を整備・公表することにより、地域の自然災害リスク情報を周知し、国民の防災意識の醸成を進める。</u> (略)

以上